

令和4年度一般会計決算における入湯税が充当された経費について

入湯税及び事業所税については、地方税法において収入の用途が定められている目的税であり、その用途を明らかにする必要があるとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村の入湯税の相当額について、下記のとおり本村が取り組む施策に活用しました。

(歳入) 入湯税

4, 3 3 1 千円

(歳出) 入湯税を充当する経費

2 0, 1 2 2 千円

【経費の内訳】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
環境衛生施設の整備	合併処理浄化槽普及事業	1,547	499			1,048
	小計	1,547	499			1,048
鉱泉源の保護管理施設	村営温泉源泉設備管理事業	6,152				6,152
	小計	6,152				6,152
消防施設等の整備	消防施設整備事業	1,160				1,160
	小計	1,160				1,160
観光施設の整備	地域振興拠点施設管理事業	9,514				9,514
	小計	9,514				9,514
観光振興	観光振興事業	1,749				1,749
	小計	1,749				1,749
合計	20,122	499				19,623